

第2章 災害予防対策

災害の発生を未然に防止するためには、防災に関する施設の整備・点検、防災に関する物資・資材の備蓄整備や防災訓練等のほか、市民自ら参加する実践防災計画の実施、行政と市民が協働で取り組む防災体制の整備、また住民の防災意識の高揚等が重要であるため、本章においては、災害の予防活動及び対策について定める。

第1節 気象予警報等の伝達

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画に定めるところによる。

なお、地震・津波に関する情報の発表、伝達は、地震災害対策編及び津波災害対策編の定めるところによる。

1 定義

(1) 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報をいう。

(2) 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報をいう。

(3) 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報をいう。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

早期注意情報とは、5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表するものをいう。

(5) 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表するものをいう。

(6) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、県と松山地方気象台から共同で発表するものをいう。

(7) 洪水予報

洪水予報とは、水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

(8) 水防警報

水防警報とは、水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について、洪水、津波又は高潮等によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。本市では、知事が水防警報を行う河川について指定されている。

(9) 水位到達情報

水位到達情報とは、水防法第13条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、避難判断水位に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。本市において、知事が指定する水位周知河川は、知事が水防警戒を行う河川と同じである。

(10) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条の規定に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達されるものをいう。

(11) 火災警報

火災警報とは、消防法第22条第3項の規定に基づき、市長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じて発表するものをいう。

(12) 5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報

ア 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるものをいい、警戒レベルに対応した防災気象情報や住民のとるべき行動等の関係については、資料編「警戒レベルと住民等のとるべき行動について」のとおりである。

イ 警戒レベル相当情報

警戒レベル相当情報とは、住民等が行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルとを関連付けるものをいう。

2 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

(1) 種類及び発表基準

松山地方気象台が市域に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準、5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報（以下「警戒レベル等」という。）は、資料編のとおりである。

資料編 ・警報・注意報の発表一覧表 P58
 ・警戒レベルと住民等のとるべき行動について P854

(2) 細分区域

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報を市町単位で発表する。

警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表する。

この場合、区域名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示する。

東予 東予東部 ～ 四国中央市、新居浜市、西条市の地域
 東予西部 ～ 今治市、上島町の地域
 中予 ～ 松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域
 南予 南予北部 ～ 大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域
 南予南部 ～ 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

(3) 伝達系統

特別警報、警報、注意報の伝達系統は、資料編のとおりである。

資料編 ・特別警報・警報・注意報の伝達系統図 P60

3 気象情報の種類及び伝達系統

(1) 種類

ア 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

- (ア) 全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
- (イ) 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」

(ウ) 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

イ 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。

(ア) 特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。

(イ) 特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されるもの。

(ウ) 顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。

(エ) 少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり、解説したりするためのもの。

ウ 気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、記録的短時間大雨情報^{※1}、竜巻注意情報^{※2}、顕著な大雨に関する気象情報^{※3}などがある。

※1 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。愛媛県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときに発表する。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から概ね1時間である。

※3 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。この情報は警戒レベル相当情報を補足するものとなり、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(2) 伝達系統

気象情報の伝達系統は、2（3）に掲げる伝達系統に準ずる。

4 土砂災害警戒情報の発表・伝達

県は、土砂災害警戒情報の発表は、次の基準に達したとき県と松山地方気象台が協議して行い、関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため、必要な措置を講じる。その伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

なお、土砂災害警戒情報は警戒レベル4相当情報であり、住民等がとるべき行動等の関係については、資料編のとおりである。

資料編 ・ 警戒レベルと住民等がとるべき行動について	P854
----------------------------	------

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、降雨の実況と重ね2時間先までの気象庁の降雨予測を含ませた指数が基準に達したとき、市町ごとに発表する。

(2) 解除基準

降雨の実況に基づく指標が基準を下回り、かつ降雨予測を合わせた指標が短時間で再び超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

5 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

(1) 火災気象通報

この通報は消防法第22条の規定により行う通報である。火災の予防上危険であると認めた時は気象台長が、その状況を知事に通報するものである。

通報を受けた知事は、直ちにこれを市町長に通報しなければならない。

火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらか若しくは同時に発表又は発表される見込みの場合である。

資料編 ・愛媛県と松山地方気象台との火災気象通報に関する実施要領 P72

(2) 火災警報

消防法第22条第3項の規定により、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険である場合は、市長は必要により火災警報を発令し、火災予防の万全を期する。

ア 火災警報発令基準

火災気象通報の基準に準ずる。

イ 火災警報解除

火災の予防上危険な気象状況でなくなったときには、解除する。

ウ 火災警報発令時の火の使用制限

新居浜市火災予防条例（昭和37年条例第4号）29条の規定により、次のとおり使用制限する。

(ア) 山林、原野等において火入れをしないこと。

(イ) 煙火を消費しないこと。

(ウ) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

(エ) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

(オ) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(カ) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

(キ) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

6 雨量情報及び水位情報の収集

(1) 雨量情報

雨量情報の収集方法については、気象庁、県及び市の設置する雨量計により情報の収集を行う。

(2) 水位情報

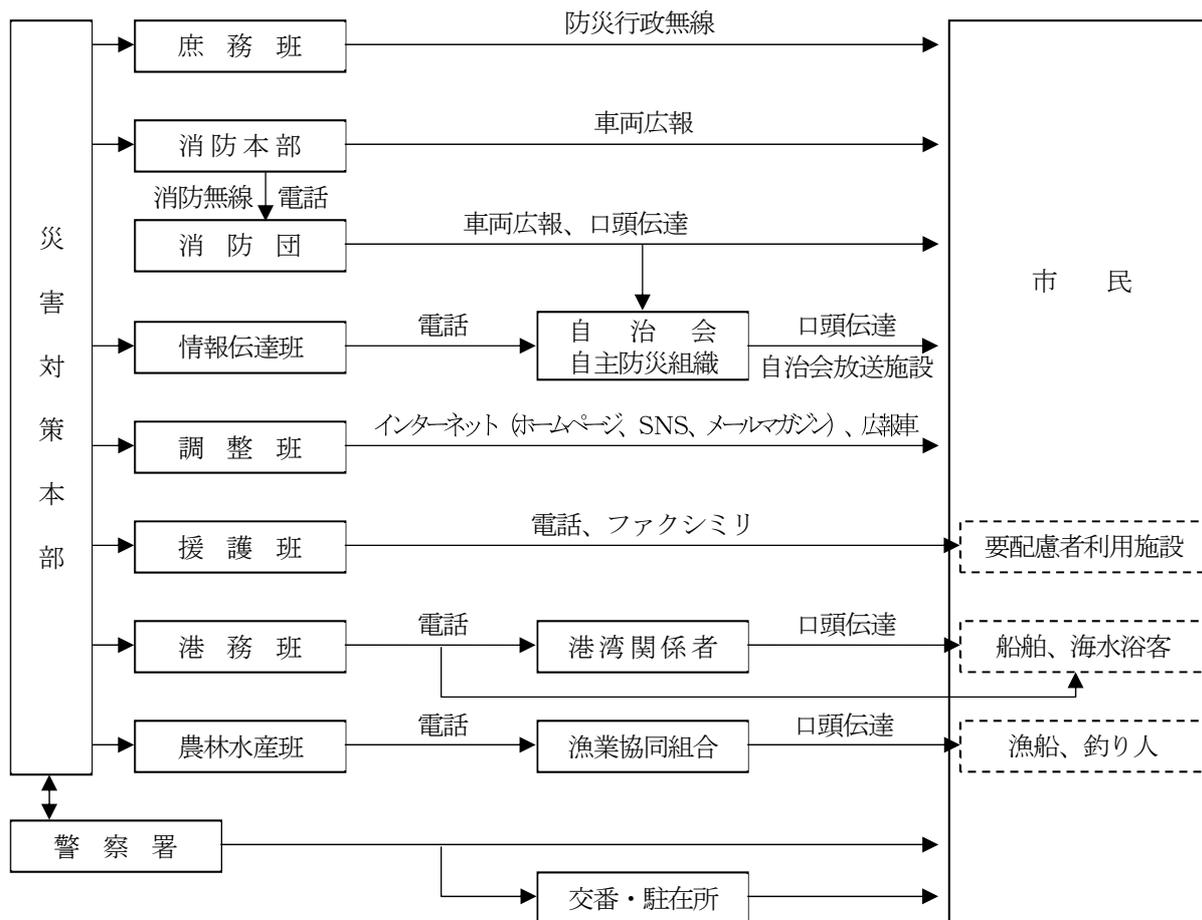
水位情報の収集方法については、水位観測所及び市の設置した量水標により情報の収集を行う。

7 伝達体制

(1) 気象予警報等の収集伝達系統

松山地方気象台等から発せられる気象注意報、警報等の収集、伝達は、「新居浜市水防計画」に定められているとおり、消防職員又は危機管理課職員が受領し、これを直ちに消防長及び危機管理監に報告する。

防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能) による伝達系統



(2) 異常現象発見の際の手続

- ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を本部長（市長）又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに本部長（市長）に通報する。
- ウ 上記ア及びイにより通報を受けた本部長（市長）は、直ちに次の機関に通報する。
 - (ア) 地方気象台
 - (イ) その災害に関係のある近隣市町村
 - (ウ) 最寄りの県出先機関（東予地方局）、警察署及び海上保安署

8 緊急伝達方法

本市の通信施設による伝達が災害のため困難となった場合には、防災関係機関に対しては警察無線の利用等を要請し、住民に対しては広報車等の利用又は消防団、自主防災組織に伝達の要請を行うなど、確実に伝達が行えるように配慮する。

第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時から、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市は、市民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、防災対策の円滑な実施を確保するため、市職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、住民等に対して、気候変動の影響も踏まえつつ、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

1 市職員に対する教育

市職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 市地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- (4) 警戒レベル等の内容及び避難情報が発令された場合に住民等がとるべき行動に関する知識
- (5) 災害時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) 自主防災組織の育成強化対策（自主防災組織推進員）
- (9) 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記（5）及び（6）については、毎年度、各課室等において、所属職員に対して十分に周知する。

また、各課室等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記第1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省編）等を参考にして、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、風水害等に関する基礎知識を修得させるほか、警戒レベル等の内容及び発表又は避難情報が発令された場合にとるべき行動、風水害等発生時の対策（防災訓練等による避難場所、避難経路の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の風水害等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 小学校の児童、中学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下

で開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。

(5) 水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

3 市民に対する防災知識の普及

災害時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、消防本部、防災士、自主防災組織、自治会等と連携し市民防災力の醸成を図るとともに、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動など防災に関する知識の普及・啓発を図る。

避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 気象災害に関する基礎知識
- (イ) 過去の災害の記録に関する知識
- (ウ) 警戒レベル等が発令された場合にとるべき行動に関する知識
- (エ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (オ) 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時に、具体的にとるべき行動、避難場所や避難所でのとるべき行動に関する知識
- (カ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (キ) 防災関係機関等が講ずる防災対策等に関する知識
- (ク) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (ケ) 高潮浸水想定区域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (コ) 避難場所、避難所、避難路その他避難対策に関する知識
- (サ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- (シ) 応急手当等看護に関する知識
- (ス) 避難生活に関する知識
- (セ) 要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- (ソ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (タ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (チ) 防災士の活動等に関する知識
- (ツ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- (テ) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 新居浜市防災センターを活用した体験・学習の実施
- (イ) ケーブルテレビ等の活用
- (ウ) インターネット(市ホームページ、SNS)の活用
- (エ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (オ) 映画、DVD等の利用
- (カ) 出前講座、講演会、講習会の実施
- (キ) 広報車の巡回
- (ク) 防災訓練の実施

(ケ) 各種ハザードマップの利用及び公共施設などへの掲示

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。

ア 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 各種団体を通じた啓発

市は、各種団体に対して、研修会、講演会、DVD等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 相談コーナーの設置

市は、それぞれの部局等において所管する事項について、市民の防災対策に関する相談に積極的に応ずる。

なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談コーナーを、次のとおり設置する。

ア 総括的な事項

市民環境部危機管理課において設置する。

イ 建築に関する事項

建設部建築住宅課において設置する。

(5) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

(6) 地域の協力的体制づくり

市は、社会福祉施設の利用者や保育所、幼稚園の園児が単独で避難することが困難なことから、自主防災組織や自治会と連携して助け合う体制づくりの支援に努める。

4 関係機関の活動

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対して、所掌する事務又は業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

(2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

5 普及の際の留意点

(1) 防災マップ等の活用

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫や、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて施す。

また、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき

行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、気象防災アドバイザー等の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(4) 防災と福祉の連携等

危機管理課と福祉部等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、適切な避難行等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3節 自主防災組織の活動

災害による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが、災害や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職域等で防災活動を実践することが極めて重要であり、市民が相互に協力し、地域や職場において自発的に活動することが、より効果的である。

このため、市は、自主防災組織の育成強化に努め、市民による自発的な防災活動を促進する。

1 市民の果たすべき役割

市民は、災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動の下に、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災対策を実践する。

(1) 平常時の実施事項

- ア 防災に関する知識の習得に努める。
- イ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。
- エ 分散避難の観点から、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の様々な避難先及び避難経路等の検討を事前に行っておく。
- オ 土砂災害や洪水、高潮、崖崩れ、津波等地域の危険度の理解に努める。
- カ 家屋の耐震補強を行う。
- キ 家具の固定やブロック塀の転倒防止等落下倒壊危険物の対策を講ずる。
- ク 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等火災予防措置を実施する。
- ケ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしておく。
- コ 自治会に加入するとともに、地域の伝統行事や防災訓練に進んで参加する。
- サ 家族で災害時の役割分担及び安否確認等の連絡方法を決めておく。
- シ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- ス 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- セ 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- ソ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員及び消防団等の協力団体や個人に対して、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

(2) 災害時等の実施事項

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 適時に、適切な早目の避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- ウ 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- エ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- オ 自力による生活手段の確保を行う。
- カ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- キ 秩序を守り、衛生に注意する。
- ク 自動車、電話の利用を自粛する。
- ケ 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。
- コ 家屋が被災した際は、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなどし、生活の再建に資する。

2 自主防災組織の育成強化

市民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災

対策上、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

特に、本市においては、毎年10月に開かれる新居浜太鼓祭りなど地域の伝統行事が盛んであり、住民相互の絆が培われていることから、地域のコミュニティネットワークを更に活性化し、自主防災組織等の更なる積極的活動に結びつけることとする。

このため、講演会の開催、パンフレットの配布等各種方策の実施により、自治会未加入の賃貸住宅の住民などを中心に、自主防災組織の結成を積極的に促進し、幅広い世代の参加、要配慮者への支援や女性の参画促進にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、本地域防災計画に自主防災組織の育成について定め、その役割及び活動、市の行う指導方針等を具体的に明らかにするとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な資機材の充実を図る。

(1) 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じて、次の点に留意する。

- ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるため、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- ウ 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

(2) 組織づくり

既存の自治会等の自治組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

- ア 自治会長等を対象にリーダー養成のため防災士の養成に努めるとともに、技能向上のため防災士フォローアップ研修等を実施する。また、市民の防災士資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。その際、女性の参画促進に努める。

また、新居浜防災士ネットワークにより、各防災士間の連携や防災対策等についての協議、自主防災組織の一層の育成促進による地域防災力の強化及び底上げを図る。

さらに、地域の自主防災組織などの防災訓練で、図上訓練の指導等を経験できるようにするなどスキルアップできる環境づくりを進める。

- イ 自治会等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- ウ 婦人防火クラブをはじめ防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。
- エ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。
- オ 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りがおきないよう配慮したうえで、誰が何を受け持つかを明確にし、お互いの役割や関係を体系づけておく。
また、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。

自主防災組織と役割



資料編 ・自治会自主防災組織設置会則(案) P263

3 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下に、災害発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項

- ① 平常時における防災対策
- ② 災害時の心得
- ③ 風水害時の知識
- ④ 気象情報等の種別や内容
- ⑤ 自主防災組織が活動すべき内容
- ⑥ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、市が作成する総合防災マップ等を基に身近に内在する危険や、指定避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配付することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

(3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(4) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、作成に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

- ア 世帯台帳（基礎となる個票）
- イ 避難行動要支援者台帳（名簿及び個別避難計画）
- ウ 人材台帳
- エ 電話などが使用できないときの連絡網

(5) 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(6) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害時の対応に関し次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校や市等と有機的な連携を図る。

- ア 情報の収集及び伝達の訓練
- イ 出火防止及び初期消火の訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出及び救護の訓練
- オ 参集訓練
- カ 炊出し訓練

また、地域の危険箇所の把握、避難場所、避難所、避難経路、避難所運営など情報共有のための災害図上訓練（DIG）や避難所運営訓練（HUG）を実施する。

(7) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域における太鼓祭り等の伝統行事を介したコミュニティ組織との連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(8) 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害時において市から地区連絡員の派遣を受けたときに、校区内の各公民館又は交流センターに連絡員を配置し、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- ア 防災関係機関の連絡先
- イ 防災関係機関との連絡手段
- ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(9) 避難行動要支援者の支援体制の整備

自主防災組織は、市及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難支援等を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

(10) 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護、その他の応急的な措置に必要な資機材及び食料・飲料水等の物資を備蓄するよう努める。

4 市の活動

(1) 自主防災組織づくりの推進

市は、県の協力を得て、全ての自治会での自主防災組織の結成を推進する。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(2) 自主防災に関する意識の高揚

市は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催するとともに、校区運動会など市民参加イベントで防災に関する意識の高揚に努める。

また、消防本部は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

(3) 組織活動の促進

市は、消防団及び企業等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実強化、市民が防災訓練に参加しやすい環境づくりを促進する。

また、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）について、女性の参画促進にも配慮しながらの育成に努める。

5 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であり、自主防災を推進する立場であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援や、女性の参画の促進に努め、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

6 事業所等における自主防災活動

(1) 自主防災活動

市内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害時には、行政や市民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

- ア 防災訓練
- イ 従業員等の防災教育
- ウ 情報の収集・伝達体制の確立
- エ 浸水対策、火災その他災害予防対策
- オ 避難対策の確立
- カ 応急救護
- キ 飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保
- ク 施設及び設備の耐震性・耐浪化、耐火性の確保
- ケ 従業員等の一時的、緊急的な避難

(2) 浸水想定区域内の活動

河川氾濫等による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第15条の規定により本地域防災計画に名称及び所在地を定められた事業者等は、以下の活動を行う。

ア 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び自衛水防組織等の構成員について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

イ 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

ウ 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防

災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水の防止のための訓練の実施に努める。

7 地域における自主防災活動の推進

(1) 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。

市は、本地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受け、必要があると認めるときは本地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、本地域防災計画において、各地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

8 地域と学校との連携

災害時の避難所となる学校と地域の自主防災組織が、防災対策について話し合う組織づくりを支援する。

第4節 事業者の防災対策

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

市は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

1 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動の下に、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災措置を行う。

(1) 平常時の実施事項

- ア 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- イ 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- ウ 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努めるとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施する。
- エ 地震・津波発生時における来所者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を努める。（地震・津波編）
- オ 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- カ 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- キ 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- ク 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- ケ 防災士の養成を促進し、地域防災力の向上を図る。
- コ 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- サ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- シ 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- ス 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- セ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。
- ソ 危険物等関係施設を保有する事業者においては、当該施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

(2) 災害時の実施事項

- ア 来所者、従業員等の安全の確保に努める。特に、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- イ 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- ウ 帰宅困難者に対して、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、

協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

エ 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

オ 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、市が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

2 市の活動

(1) 防災意識の啓発

市は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、市に協力する。

また、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

(2) 防災情報の提供

市は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

3 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

市は、商工会議所と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援する。

第5節 ボランティアによる防災活動

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティアコーディネーター等の養成や地域のNPO・ボランティア等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

1 災害救援ボランティアの養成・登録等

市は、県や新居浜市社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターと協力して、次のことを行う。

(1) 意識の啓発・知識の普及

ボランティア・市民活動センターと協力して、インターネットの情報掲載、情報誌の発行等を通じ、市民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。

(2) 災害救援ボランティア等の養成・登録

災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。

(3) ボランティアコーディネーターの養成・登録

ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティアリーダーや災害時にボランティアのあっせん等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。

(4) ボランティア団体相互間の連絡体制等ネットワーク化の推進

ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、NPO・ボランティア等及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）相互間の連絡体制の構築を図るなど、活動環境の整備を図る。

(5) ボランティア保険制度の周知・加入促進

ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

市は、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努める。

3 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- (3) 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃
- (5) 炊出し
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

第6節 防災訓練の実施

災害時において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本地域防災計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、自衛隊、今治海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むほか、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも留意し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

なお、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

1 防災訓練の実施責務又は協力

- (1) 市は、単独又は他の災害予防責任者と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 市及び災害予防責任者の機関に属する職員、従業員、使用人は、防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加する。
- (3) 住民その他関係ある団体は、市及び災害予防責任者が行う防災訓練に協力する。

2 防災訓練の種別

(1) 訓練の種別

市及び各防災関係機関が実施する訓練は、次のとおりとする。

訓練の種別	時期	訓練内容	参加機関
総合防災訓練 (校区・地区単位)	毎年	風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した訓練	市、消防署、消防団、自主防災組織、住民
消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	〃
災害図上訓練	毎年	災害時における連絡体制、初動体制の確認や危険箇所、避難場所、避難所の確認	市、消防団、自主防災組織、住民
水防訓練	毎年	各種水防工法の実施訓練	市、消防署、消防団及び関係機関
非常参集訓練	毎年	災害関係課、災害担当者又は全職員の非常招集	〃
教養訓練	随時	防災活動上必要な教養訓練	県、県警、市
消防団教養訓練	随時	水防法、消防法、災害対策基本法、その他教養訓練、ポンプ操法、山岳遭難救助、火災防御	消防団
危険物等防災訓練	随時	危険物、高圧ガス等、災害防止訓練	県、県警、消防署、関係事業所
通信連絡訓練	随時	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送信	市、消防署、消防団、関係機関
避難訓練	随時	幼稚園児、保育園児、小・中学校児童・生徒及び住民等の集団避難訓練	園児・児童・生徒、住民、自主防災組織、市、消防署、消防団
災害救助訓練	随時	住民のほか要配慮者の救助訓練	自主防災組織、住民、社会福祉施設等職員及び入居者、市

3 訓練の時期

えひめ防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

4 訓練の方法

市は、関係機関と相互に連絡を取りながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて、より実践的で最も効果ある方法で訓練を行う。

また、訓練に当たっては、次の点に重点をおくとともに、広報に努め、住民等の積極的な参加を求めて、津波ハザードマップ等を活用した津波からの避難、避難行動要支援者に対する救出・救助・自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとするほか、訓練のシナリオに緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報等を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

特に、避難訓練については、地域の災害リスクを踏まえあらかじめ作成した避難計画に基づき、夜間等様々な条件に配慮し、実践的な訓練を行う。

- (1) 職員の安否確認・動員
- (2) 気象情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- (3) 災害時の広報
- (4) 災害時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定
- (5) 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- (6) 避難所運営
- (7) 消防、水防活動
- (8) 救出・救助
- (9) 道路啓開
- (10) 応急復旧

第7節 業務継続計画の策定

市及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努める。

1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 市の業務継続計画

市は、災害応急活動を行いつつ、それ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第8節 避難対策

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

なお、市の避難計画の作成に当たっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに指定避難所に必要な設備、資機材の配備・職員の確保を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定める。また、避難について、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

県は、市に対し、避難情報の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した全ての被災者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

また、市は県とともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、平常時から、場所や収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図り、本地域防災計画に定めるほか、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、これらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、関係地域住民に周知を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

さらに、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、社会福祉施設への緊急入所等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違いにも配慮するほか、ペットの同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

加えて、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等の確認をしておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理課と福祉部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の定義

指定緊急避難場所	災害から一時的、緊急的に避難する場所
指定避難所	避難者等を必要な期間滞在させるための施設

(2) 指定の基準

指定緊急避難場所及び指定避難所の基準

指定緊急避難場所	指定避難所
<p>ア 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。</p> <p>イ 被災が想定されない安全区域内に立地していること。</p> <p>ウ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。</p> <p>エ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受入れできるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につきおおむね0.5㎡以上を目安とし、施設については延床面積、オープンスペースについては敷地面積のそれぞれ半分を有効面積として算出する。</p> <p>オ 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。</p> <p>なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じて、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。</p> <p>また、想定を超える避難者数を収容する場所を確保するため、必要に応じて、近隣市町の協力を得て設置することも考慮する。</p>	<p>ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は、1名につきおおむね2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。</p> <p>イ 速やかに避難者等を受入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。</p> <p>ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。</p> <p>エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段が整備されていること。</p> <p>オ なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集团的に受入れできること。</p> <p>なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p>

(3) 福祉避難所の指定

災害時に、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、市内の社会福祉施設と連携し、必要な期間受入れるための二次的な避難所である福祉避難所として速やかに開設できるよう指定を行うほか、必要な設備の整備やヘルパー、福祉ボランティア等の協力体制の確立を図る。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

また、この公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった場合に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

資料編	・緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P73 ・福祉避難所の指定状況 P76
-----	--

2 避難路の指定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備する。なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有する。
- (2) 避難路は、相互に交差しない。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

3 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底

市は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他円滑な避難のための立退きを確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること等について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

4 指定避難所の設備及び資機材の配備

市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮のうえ、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の資機材の整備に努める。

- (1) 防災行政無線・衛星携帯電話・無線LAN、西日本電信電話株式会社事前設置の特設公衆電話、衛生通信を活用したインターネット機器等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) ガス施設
- (5) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (6) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (7) 給水用機材（貯水槽、給水タンク）、井戸
- (8) 救護施設及び医療資機材
- (9) 物資の集積所
- (10) 仮設の小屋又はテント
- (11) 仮設トイレ、マンホールトイレ（公共下水道供用開始区域内）、携帯トイレ、簡易トイレ
- (12) 防疫用資機材、感染症対策に必要な物資等
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) 非常電源
- (16) 日用品
- (17) 備蓄食料（アレルギー対応を含む。）及び飲料水
- (18) その他粉ミルク（アレルギー対応を含む。）または液体ミルク、哺乳瓶や紙おむつ、生理用品、尿取りパッド（男性用・女性用）、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等

5 避難計画の作成

市は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の協力も得ながら避難体制の確立を図る。

また、計画作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害の態様及び地域の特性を踏まえるとともに、避難

時の周囲の状況等により、屋内に留まることが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

避難計画作成時の留意事項
(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する客観的基準及び伝達方法 (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法（特に要配慮者に配慮すること。） (4) 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項 ア 給水措置 イ 給食措置 ウ 毛布、寝具等の支給 エ 衣料、生活必需品の支給 オ 負傷者に対する応急救護 (5) 指定避難所の管理に関する事項 ア 避難生活中の秩序保持 イ 避難民に対する災害情報の伝達 ウ 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底 エ 避難民に対する相談業務 (6) 災害時における広報 ア 防災行政無線放送、広報車、市メール配信システム及び緊急速報メールによる周知 イ 避難誘導員による現地広報 ウ 住民組織を通ずる広報 (7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備 (8) 不特定多数の人が利用する地下道・地下駐車場等地下空間施設の円滑かつ迅速な避難体制

6 避難情報発令に関するマニュアルの策定

国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、的確に避難情報の発令を行うため、次の事項に留意して「避難情報発令に関するマニュアル」を作成する。

なお、作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害種別毎のリスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知徹底を図る。

- (1) 対象とする災害

洪水、土砂災害等の災害種別毎に、過去の災害や想定される災害を調査し、避難情報等を発令する対象とする災害を特定
- (2) 避難情報発令の対象とする区域

災害種別や地域ごとに、避難が必要な区域を特定
- (3) 避難情報発令の客観的な判断基準

避難情報発令の判断基準については、資料編に掲載の「避難情報発令の判断基準」のとおりとする。

 - ア 避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定
 - イ 避難すべき区域ごとに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の客観的発令基準を策定
 - ウ 国又は県に避難情報発令について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定

資料編 ・ 避難情報発令の判断基準 P16

- (4) 避難情報発令の伝達方法
 - ア 災害種別毎の避難情報の伝達文には、その対象者を明確にするとともに、警戒レベルを用いるなど対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように設定
 - イ 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定
 - ウ 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達すること。
- (5) その他留意すべき災害特性
 - ア 想定される災害種別毎の特性（危険性）の周知
 - イ 災害時の状況等に応じて、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部か

ら離れた場所での退避等の「緊急安全確保」をとる必要があることを、平時から周知しておく必要があること。

ウ 安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すこと。

7 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、診療所、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- (2) 学校においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- (3) 市内の医療機関等においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

8 避難マニュアルの作成支援

市は、自治会をはじめ、企業や保育園、幼稚園などの避難マニュアルの作成を支援する。

9 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、誰もが避難所の設置や運営のノウハウを理解できるような分かりやすいマニュアルを避難所ごとに作成するよう取り組む。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家、NPO、ボランティア等と定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

10 災害時におけるペットの救護対策

市は、国の「人とペットの災害対策ガイドライン（災害時におけるペットの救護対策ガイドライン改訂後）」及び「愛媛県災害時動物救護 活動ガイドライン」に基づき、協定を締結している（公社）愛媛県獣医師会等の協力を得ながら、次の事項への対応策並びにマニュアルの作成を検討して災害時におけるペットの救護対策に努める。

- (1) ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- (2) ペットとの同行避難を含めた避難訓練
- (3) 避難所、仮設住宅等におけるペットの受入れ、飼育に係る検討
- (4) ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援
- (5) 避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受入れ
- (6) 県等に対する避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供
- (7) 避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援
- (8) 県等が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請
- (9) 被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供

11 広域避難者の受入体制の整備

原子力災害等の大規模な災害が発生した場合、市は、県内市町又は都道府県域を越える被災者の広域避難の受入れに係る手続を円滑に行うための体制を整備する。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、万が一、四国電力株式会社伊方発電所における原子力災害発生時、県内市町は、県の指導の下に広域避難を実施することとされている。

市は、「愛媛県広域避難計画」に基づき、県の指導の下、原子力災害時における広域避難体制（受入れを

含む。)の整備に努める。

第9節 緊急物資確保対策

市は、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平素から食料、生活物資、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

なお、備蓄を行うに当たって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じて、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（県物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

市は、物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め情報共有を図り、相互に協力するよう努める。また、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

1 食料及び生活必需品等の確保

(1) 市の活動

現在市では、食料、生活必需品及び衛生用品等を備蓄しているが、順次充実を図る。災害発生時は、これらの物資を供出するが、不足する場合に備え、各事業者等と協定を締結するなど調達体制の整備を図る。

また、市内のみでは必要量の物資が確保できない場合に備え、県が備蓄している緊急援護物資を災害時に迅速に供給が得られるよう、供給要請方法を周知しておくとともに、近隣市町への応援要請方法も周知しておく。

(2) 食料及び生活必需品の確保・供給計画の策定

市は、災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から食料及び生活必需品等の確保について次の措置を行う。

- ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- イ 孤立が想定される地区における備蓄の推進
- ウ 市内における緊急物資流通在庫調査の実施
- エ 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- オ 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- カ 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- キ 緊急物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討
- ク 家庭内備蓄等の促進
- ケ 給食計画の策定

(3) 市民の活動

市民は、災害時に備え、平素から次の活動を行う。

- ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- イ アのうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- ウ 自動車へのこまめな満タン給油
- エ 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- オ 緊急物資の共同備蓄の推進

2 飲料水等の確保

(1) 市の活動

市は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、関係機関と連携し、次の活動を行う。

- ア 給水設備等復旧資材の備蓄と調達体制の確保
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水実施計画の策定
- ウ 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材と給水場の整備
- エ 応急飲料水確保兼用耐震性配水池、基幹管路及び重要管路等の整備
- オ 住民及び自主防災組織等に対する貯水や応急給水についての啓発
- カ 災害時応援協定等による飲料水の供給体制の整備
- キ 飲料水の備蓄及び貯水槽の設置

(2) 市民及び自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、災害時に備え、平素から次の準備を行う。

- ア 市民（家庭）における貯水
 - (ア) 貯水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。（うち3日分程度を非常持出用として準備）
 - (イ) 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。
 - (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動等により水もれ、破損しない。
- イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
 - (イ) 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川等の水は、水質検査等を実施して、市の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - (ウ) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

3 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

特に地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、市は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等、様々な機関と連携して行う必要がある。

(1) 市の活動

- ア 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- イ 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- ウ 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化）
- エ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- オ 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、災害発生前の緊急通行車両の事前確認制度の積極的な活用の推進
- カ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

第10節 医療救護対策

災害発生後、迅速かつ多面的に、被災者のメンタルヘルスも考慮した医療救護活動が実施できるよう、新居浜・西条圏域災害医療対策会議等を活用しながら、あらかじめ医師会や愛媛県災害医療コーディネーター、保健所など関係機関との協力体制を確立し、必要な体制を整備する。

1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。市は、新居浜市医師会及び市内医療機関の協力を得て実施するが、市だけでは対応が困難な場合は、隣接市、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 災害の発生に伴い、市民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市は、市の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、状況により県に対して健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するよう要請する。
- (3) 市は、自然災害や大規模事故の発生に備え、県が策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、保健医療活動チーム、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (4) 市は、医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

2 災害医療コーディネーターの設置

- (1) 県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネーターを以下のとおり設置する。
 - ア 愛媛県全体の医療救護活動を統括するコーディネーターとして、災害対策本部内に統括コーディネーターを置く。
 - イ 各二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネーターとして、災害基幹拠点病院及び災害拠点病院に災害拠点病院コーディネーターを置く。
 - ウ 市内の医療救護活動を調整するコーディネーターとして、公立病院コーディネーターを置く。
- (2) 災害医療コーディネーターは、災害時に以下の業務を行う。
 - ア 医療救護班の受入れ・派遣調整
 - イ 医療機関間の患者受入れ・搬送調整
 - ウ 医療機関の医療活動支援に係る調整
 - エ 医薬品等の調達・供給調整等
- (3) 県及び災害医療コーディネーターは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や保健医療活動チームの受入れ・派遣方針等についてあらかじめ検討を行う。

災害医療コーディネーターの設置一覧

区分	二次医療圏等	病院区分	設置病院名
統括コーディネーター (県全体の医療救護活動を統括する)	全 県	災害基幹 拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院コーディネーター (二次医療圏域内の医療救護活動を調整する)	宇 摩	災害(基幹) 拠点病院	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条		県立新居浜病院
	今 治		県立今治病院
	松 山		県立中央病院、松山赤十字病院、 愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲		市立八幡浜総合病院
	宇和島	市立宇和島病院	
公立病院コーディネーター	新居浜・西条	公立病院	西条市立周桑病院

区 分	二次医療圏等	病院区分	設 置 病 院 名
(市町内の医療救護活動を調整する)	松 山		久万高原町立病院
	八幡浜・大洲		市立大洲病院、市立西予市民病院
	宇和島		鬼北町立北宇和病院 県立南宇和病院

3 初期医療体制の整備

(1) 市における初期医療体制の確立

災害発生後の電話や道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、災害医療コーディネーター、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、市内医療機関及び愛媛県医師会に協力を要請し、次のとおり初期医療体制の確立を図る。

- ア 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- イ 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- ウ 市内の医療機関及び愛媛県医師会の協力により、救護班を編成する。
- エ 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- オ 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

(2) 救護班の種類及び編成

県は、災害時に速やかに救護班を派遣する体制を整備するため、あらかじめ救護班の種類及び編成を定めるとともに、既に締結している協定に基づき、愛媛県医師会等の協力を得ながら医療救護活動を行う。

ア 救護班の種類

- (ア) 県立病院の職員による救護班
- (イ) 日本赤十字社愛媛県支部所属職員による救護班
- (ウ) 愛媛県医師会会員による救護班
- (エ) 愛媛県歯科医師会会員による救護班
- (オ) 愛媛大学医学部附属病院、四国がんセンター、愛媛病院及び愛媛労災病院の職員による救護班
- (カ) 公的医療機関の職員による救護班

イ 救護班の編成

救護班の編成単位は、おおむね医師1～2名、保健師、看護師4～5名、事務職員（自動車運転手を含む。）1～2名とする。ただし、愛媛県歯科医師会会員による救護班にあつては、おおむね歯科医師1名、歯科衛生士1名、事務職員1名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体が別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、招集連絡方法を定めておく。

4 後方医療機関

(1) 県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を収容するため、救護病院等を選定するとともに、災害時における広域的な地域医療の拠点として災害拠点病院を、また、災害基幹拠点病院を指定している。

区 分	指 定 基 準
救護病院	全ての病院を選定
救護診療所	旧町村の区域で病院がなく、かつ、公立の診療所がある場合に1箇所程度選定
災害拠点病院	二次医療圏ごとに1箇所（松山圏域にあつては2箇所）指定
災害基幹拠点病院	県内に1箇所指定

- (2) 救護病院等は、災害が発生した際に速やかに救護班を派遣できる体制を整備する。
- (3) 救護病院等は、入院患者の移送及び通院患者への適切な対応を含めた災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成に努めるとともに、職員に周知徹底を図るほか、防災訓練の実施や参加により実効性の向上に

努める。

- (4) 救護病院等は、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性向上、建物の耐震性の確保及び津波に対する安全性の確保に配慮するとともに、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるように努める。また、災害による交通・通信の遮断を想定し、他地域からの支援が得られるまでの間の救護活動に必要な医薬品、診療材料、医療機器等の備蓄に努める。
- (5) 救護病院等のうち災害医療コーディネーターの設置病院は、衛星電話等の通信手段の確保をはじめ、災害医療コーディネーターが行う地域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

資料編	・病院、診療所等一覧表 P119
	・救護班の編成と収容施設一覧表 (県指定病院) P128

5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム(えひめ医療情報ネット)の活用を図るなど、情報通信手段の充実・強化に努める。

6 難病患者等の状況把握

市は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

7 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

市は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

8 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

市は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

9 市民及び自主防災組織が実施すべき事項

- (1) 市民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。
- (2) 市民は、献血者登録に協力する。

10 救急救護体制の確保

災害発生時には、迅速に救急救護活動が実施できるよう、必要な体制を整備する。

また、市民自ら身近な救急救護が確実にできるよう、自主救護能力の向上を推進する。

(1) 救急体制の整備

救急車に積載の消防無線、携帯電話、愛媛県広域災害・救急医療情報システムによる情報端末等を活用し、医療機関との連携を強化するとともに、救急技術の高度化を図る。特に、メディカルコントロール体制の強化及びこれに対応した救急救命士の増員、高規格救急車の配備、その他救急救助資機材の整備を推進する。

また、より高度な知識、技術を持つ救助隊員の指導、育成に努めるとともに、消防団に対して、救出救護活動を効果的に実施するための教育訓練を推進し、その救出救護活動能力の向上に努める。

(2) 初動体制の整備

医療救護班の組織的な活動が開始するまでの間は、救急隊による救護が主体となる。消防署においては、これら救急隊が応急救護用として使用する資機材の整備に努める。

(3) 市民の自主救護能力の向上等の推進

市民の自主救護能力の向上及び災害時救急救護活動の的確な実施のために、講習等による町の救命士の養成、応急救護の知識及び技術の普及並びに災害時救急救護活動に関する広報を推進する。

資料編	・愛媛県広域災害・救急医療情報システムの運営に関する覚書 P305
	・救急救命処置に伴う広域的指示体制に関する覚書 P301

第11節 防疫・衛生体制の整備

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか、災害時における防疫活動が迅速にできるよう、市の行う消毒方法及び清潔方法、住民が行う防疫及び保健活動の指導方法等の防疫実施計画を作成しておく。

1 実施体制

(1) 班の編成

防疫については、知事又は西条保健所長の指示、指導により実施する。実施に当たっては、福祉部救護班、市民環境部環境衛生班を編成して行うものとし、人員が不足する場合は、臨時に作業員を雇い上げ、又は隣接市町、県へ応援要請を行う。

(2) 仮設トイレの備蓄

上水道の供給が不能となる場合に備えて、仮設トイレの調達体制を整備する。

(3) 防疫実施計画の策定

一時的に大量に発生するゴミ又はがれきの処理の仮置場や避難所等、優先して防疫措置の必要な箇所を想定した防疫実施計画を立案するとともに、事前に策定する計画については、発生する季節ごとに重要事項を整理する。

2 防疫用薬品等の調達

防疫用薬品については、日常から備蓄に努めるとともに、調達先業者の把握を行っておく。

3 住民への指導

避難所又は各家庭においては、被災者による衛生対策が重要となるため、被災者自身が行うトイレ、ゴミ置場等における衛生対策について事前に留意事項の整理を行う。

第12節 保健衛生活動体制の整備

災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

1 情報収集体制の整備

市は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

2 保健衛生活動に関する体制整備

市は、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じて、保健師、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第13節 孤立地区対策

平成16年の一連の台風災害や新潟県中越地震では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。このため、市は、孤立するおそれのある地区に防災行政無線、衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

市は、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行う。

1 孤立予想地域の事前把握

市は、災害発生時に孤立が予想される地域を事前に調査し、実態の把握に努める。

2 孤立の危険性に関する住民への周知

市は、孤立した場合に備え、当該住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、また携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

3 通信設備等の整備

外部との通信手段を確保するため、防災行政無線の整備、消防無線や衛星携帯電話の配備、西日本電信電話株式会社による特設公衆電話の事前設置及び通信設備等の非常用電源の確保に努める。

4 緊急救出手段の確保

孤立した場合に、緊急に救出できるよう、臨時ヘリポートの整備など、緊急救出手段の整備を推進する。

5 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の避難指示発令を検討しておく。

6 食料等の備蓄の推進

市は、孤立を想定した食料等の備蓄を推進する。

第14節 要配慮者の支援対策

市及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア、国際交流協会等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、危機管理課と福祉部等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。特に、市は障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を努めるとともに、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報体制の整備にも努める。

また、計画等の策定にあたっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げ、社会福祉施設への緊急入所等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

市は、本地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

本地域防災計画に基づき、市民環境部、福祉部など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

また、市民環境部や福祉部など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、地域特有の課題に留意した上で個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、市は被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

また、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

加えて、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

さらに、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

なお、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに避難生活に特別の配慮を要する病弱者等の要配慮者のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ア 介護保険の要介護度が3以上の方

- イ 身体障がい程度が1級、2級の方
 - ウ 精神障がい程度が1級、2級の方
 - エ 知的障がい程度がA判定の方
 - オ 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
 - カ 特定医療費(指定難病)受給者証を所持している方
 - キ 小児特定慢性疾患医療受給者証を所持している方
 - ク その他、災害時等において特に支援を要する方
- (2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 市においては、名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報が必要な場合は、知事その他の者に対して、情報提供を要請する。
- (3) 名簿の更新に関する事項
- 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を毎年度1回更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。
- (4) 避難支援等関係者となる者
- 避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる者は、消防機関、民生児童委員、自主防災組織及び自治会、警察、社会福祉協議会のほか、避難支援等関係者として市長が必要と認める者とする。
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- 市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。
- 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の措置を講ずる。
- ア 避難支援等関係者は、施錠可能な場所に名簿を保管するなど、名簿情報漏えいの防止に必要な措置を講じ、厳重に管理しなければならない。なお、万一、名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
 - イ 市長の許可なく名簿情報を複製及び複写してはならない。
 - ウ 市長は、災害対応収束後、速やかに提供した名簿を回収する。
 - エ 名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 本編第2章第8節「避難対策」に定めた「避難情報発令の判断基準」において、避難情報の発令を、災害時に適時適切に発令し、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難行動を行うことができるよう努める。
- また、緊急かつ着実な避難情報の発令が伝達されるよう、多様な手段(防災行政無線、緊急速報メール、市広報車、消防団による広報、電話、FAX、携帯電話、市公式ホームページ、コミュニティFM 新居浜FM78.0、市公式LINEアカウント等)を活用して情報伝達を行う。
- (7) 避難支援等関係者の安全確保
- 避難支援等関係者は、本人又はその家族等の安全が大前提であり、可能な範囲で避難支援等を実施することとし、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先とする。
- そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

資料編	・緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P73
	・福祉避難所の指定状況 P76

2 福祉避難所の整備

災害時に高齢者、障がい者等の援護が必要となる避難行動要支援者を一時受入れできるよう、社会福祉施設管理者と協力等について協議しておく。

また、状況によっては、福祉避難所として開設できるよう、必要な設備の整備に努める。

3 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

訓練には、要配慮者が参加できるよう環境の整備を推進するとともに、要配慮者救助訓練を行う。

4 避難行動要支援者の措置

避難行動要支援者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するように助言を行う。

5 福祉のまちづくり

地域ぐるみの支援体制づくりを実現するため、市内の社会福祉施設、民間福祉団体、民生児童委員、各種相談員、社会福祉協議会相互の連携の充実に努める。併せて、高齢者や障がい者が道路、公園等の公共施設並びに商業施設、交通機関等において安全で快適に利用できるよう福祉のまちづくり整備基準に基づき、施設の改善、整備にあたっては関係方面に協力を求め、住み良く行動しやすいまちづくりを推進する。

6 地域住民の活動

- (1) 地域住民は、要配慮者への対応を他人事ではなく、自ら担うべき課題として行政との相互協力により解決するよう努める。
- (2) 地域住民は、要配慮者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。
- (3) 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手を日頃から確保しておく。
- (4) 地域住民は、地域の実情に応じた必要な資機材を日頃より検討し準備する。

7 社会福祉等施設管理者の活動

- (1) 組織体制の整備
社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。
また、同管理者は、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。
- (2) 緊急連絡体制の整備
市の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。
- (3) 防災教育・訓練の充実
市の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。
- (4) 物資等の備蓄
災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
- (5) 具体的計画の作成
要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

8 外国人及び市外からの来訪者への対策

地理不案内な外国人及び市外からの来訪者の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難所案内板等については、地図及びローマ字併記とするよう、検討する。

また、広報活動について、英語、中国語、韓国語等でも実施することを検討する。

第15節 広域的な応援体制の整備

大規模災害時に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するとともに、緊急消防援助隊等受援計画を定めるなど実効性の確保に留意して具体的な受援活動を実施できる体制の整備を進める。

また、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

1 消防相互応援体制の整備

(1) 県内の消防応援

知事、県内の全市町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

(2) 緊急消防援助隊

大規模な災害又は特殊な災害が発生し、市及び消防相互応援協定に基づく消防活動に不足が見込まれるときは、「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、知事に対して緊急消防援助隊の派遣を要請する。

市は、これらの措置に十分に対応できるよう、平時から県との連絡体制の強化を図るとともに、受援計画・体制の整備を図る。

2 全県的な防災相互応援体制の整備

消防以外の分野において、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備する。

また、平成31年2月に県・市町連携により構築された人的な相互応援体制（県内市町間のカウンターパート方式）について更なる関係性を構築することにより実効性の確保に努める。

3 広域応援体制の整備

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

また、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

災害時の相互応援について「瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定」等に定める会員市となっており、会員市相互が災害時に応援をすることになっている。今後においても、広域応援体制の整備に努める。

4 消防防災ヘリコプターの活用

市は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、次のような消防防災活動に消防防災ヘリコプターを活用する。なお、市は、ヘリコプターが上空から場所の特定を容易に行えるよう、公共施設の建替えや改修の機会等を活用し、ヘリサインの整備に努める。

(1) 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練への参加
- ウ 臨時離着陸場の調査

(2) 災害応急対策活動

- ア 被災状況の把握
- イ 被災地への救援物資、消火資機材の輸送及び要員の搬送

- ウ 化学プラント、高速道路等の損壊状況の把握
- エ 原子力災害時における空気モニタリング
- オ 市民への災害情報の伝達

(3) 救急救助活動

- ア 被災した負傷者の救急搬送
- イ 被災地への医療班、医療資機材の搬送
- ウ 道路、港湾施設等の損壊により孤立した被災者の救助
- エ 高層建築物にとり残された被災者の救助

5 民間団体等との協力体制の確立

民間団体、業者等に対して、協力体制の確立を積極的に進めるとともに、適宜協定の締結を図る。

6 受援計画の策定

大規模災害時において、他自治体等からの応援職員等を迅速かつ的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うため、あらかじめ次のような事項について策定した新居浜市受援計画に基づき、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

- (1) 市の幹部や一般職員が被災した事態にも備え、少数の職員で支援を受入れるための仕組み、特に、庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定
- (2) 支援を依頼する業務内容
- (3) 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮しつつ、支援を行う他自治体等の職員の執務スペースの確保を行う。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

7 協定の充実等

- (1) 協定内容の見直し
市は、締結している応援協定内容を適宜見直し、内容の充実を図る。
- (2) 防災訓練等の実施
平常時から協定を締結している関係機関との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。
- (3) 協定締結の推進
市は、近隣市町、民間事業者等と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるとともに、大規模地震発生時には近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村、民間事業者等との相互応援協定の締結についても検討を進める。

8 近隣の市町等との協力体制

避難者の受入れや物資供給などで協力できるように、日頃から情報共有できる体制づくりに努める。

資料編 ・ 協定等一覧表 P42

第16節 資材・機材等の点検整備

市で保有している災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるように常時点検整備を行う。

1 点検整備を要する資材、機材

点検整備を要する資材、機材は、おおむね次に掲げるとおりであるが、市は計画的な備蓄、整備に努め、また不足するものについては、調達できる体制を構築しておく。

- (1) 水防用備蓄資材、機材
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救助用衣料等生活必需品
- (4) 救助用医薬品及び医療器具
- (5) 防疫用薬剤及び用具
- (6) 防雪用機械
- (7) 通信機材
- (8) 災害対策用資機材
- (9) 油災害対策用資機材
- (10) 応急給水用資機材
- (11) 消防用資機材
- (12) その他水道、通信施設等復旧に必要な資機材

2 実施主体又は実施時期

点検整備は、保有する各機関がそれぞれ行うものとし、定期的な点検とともに、訓練時、災害時等使用する時期に併せて行う。

飲料水、食料等保存期限のあるものについては、保存期限を考慮し、訓練に使用するなどして、確実に更新を行う。

3 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

- (1) 資材、機材
 - ア 規格ごとの数量の確認、不良品の取替え
 - イ 薬剤等については、効果の測定
 - ウ その他必要な事項
- (2) 機械類
 - ア 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替え
 - イ 機能試験の実施
 - ウ その他必要な事項

4 留意事項

- (1) 実施結果は、記録しておく。
- (2) 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講ずる。
- (3) 数量に不足が生じている場合は、補充等の措置を講ずる。

第17節 情報通信システムの整備

災害時における情報通信の重要性に鑑み、平素から大規模災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ正確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの更なる高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術を導入し、情報収集・連絡体制の整備に努める。

特に、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、デジタル技術の活用に取り組む。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討を進めるとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

1 市の通信施設等の現状

本市において利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

- (1) 県防災通信システム（地上系、衛星系）
- (2) 市防災行政無線（同報系）
- (3) IP無線
- (4) 消防通信指令システム（消防無線・現場映像伝送システム、Net119緊急通報システム）
- (5) 市公式ホームページ
- (6) 一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。）
- (7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- (8) コミュニティFM 新居浜78.0
- (9) 市メールマガジン、緊急速報メール、市公式LINEアカウント、市公式Facebook、市公式X（旧Twitter）アカウント

2 情報収集・連絡体制の整備

大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段による情報収集・連絡体制について、次のとおり整備に努める。また、通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

- (1) 情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立
- (2) 各機関及び関係機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備（その際、夜間、休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。）
- (3) 防災行政無線をはじめ多様な通信手段を活用できる体制の整備、画像を伝送するシステムなどの整備
- (4) 防災ラジオの普及促進による情報伝達体制の整備
- (5) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備
- (6) アマチュア無線の活用体制の整備
- (7) 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備
- (8) 市民への情報提供用として、携帯電話等を活用した配信システムの整備
- (9) 非常災害時の通信を確保するため、定期的な無線設備の総点検の実施
- (10) 避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備

3 通信施設の整備

防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

- (1) 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。

- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (3) 高潮や浸水が予想される地域にある施設、また津波危険予想地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への移設等必要な措置を講ずる。
- (4) 被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の同報系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置する。

4 災害時優先電話の周知徹底

災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、資料編に掲載のとおり、あらかじめ西日本電信電話株式会社に登録している災害時優先電話について、平素から次の措置を行い、職員に周知を図る。

- (1) 「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- (2) 災害時には、当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

5 防災情報システムの整備

大規模災害の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制及び初動体制を確保し、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの整備を図る。

6 職員参集システムの整備

勤務時間外の災害時に、より迅速、確実な初動体制を確立するため、携帯電話等の活用による職員参集システムの整備を図る。

7 消防通信指令システムの整備

大規模災害時における災害情報等を防災情報システムと連動し、迅速かつ正確に被害や活動状況の情報共有を図るため、高所監視カメラ、ドローンなどによる現場画像伝送システムを整備するとともに、消防通信指令システム及び消防救急デジタル無線システムの整備を図る。

8 Net 119 緊急通報システム

聴覚又は音声、言語機能に障がいがあり、音声による通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンから文字により容易に119番通報が可能となるNet 119緊急通報システムの整備を図る。

また、登録者からの緊急通報のみならず、同システムを活用し地震、津波、避難等の情報伝達を図る。

9 防災関係機関相互の連携体制

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

10 各種情報システムデータのバックアップ保管

市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

第18節 ライフライン災害予防対策

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフラインにおける災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、市及び関係機関は次の事業を実施する。

また、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する関係機関相互及び他自治体等との広域応援体制の整備に努める。特に、第三次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについては、重点的に耐震化を進める。

1 水道施設

災害によって被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することのないよう耐震性に配慮した水道施設の整備（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても早急に復旧を行うことを基本に、次の対策を講じる。

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 災害時における市民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱等に基づき、他の水道事業体との相互協力体制を整備する。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

2 下水道施設

(1) 下水道管理者の活動

安全で安心なまちづくりのため、市街地において、浸水防除を図り、雨水の排除のほか貯留・浸透などの流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

また、豪雨の発生が予想される場合には、事前に施設状況及び対応手順を確認し、操作マニュアルに従ってポンプ場等の適切な操作を行える体制整備及び人材養成を行う。

なお、下水道BCPについても随時更新や見直しを行い、災害時に行動できる体制を整備する。

(2) 代替性の確保

下水道施設が損傷を受け、下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

(3) 雨水貯留浸透

市街地における雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

3 工業用水道施設

(1) 日常の保安点検等により施設の機能維持を図る。

(2) 監視、操作システムについては、災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。

4 電力施設

災害被害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

(1) 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び電気設備の技術基準等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

(2) 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

(3) 電気事故の防止

ア 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、更に事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い、保安の確保を図る。

イ 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、市民に対して必要な広報活動を行う。

(4) 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

(5) 復旧資機材の確保

ア 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

5 ガス施設

通行規制下でもLPガスの輸送を円滑に行うために、タンクローリー事業者の緊急通行車両等確認証明書及び標章の取得に向けた手続を行う。

また、2次災害を引き起こさないための災害時の保安体制の円滑化を図るため、契約の無い消費者からの点検要請や流出容器の回収等、契約の枠を超えた保安点検のルール作りを推進する。

6 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

(1) 防災体制の確立

ア 防災対策組織の編成

災害時は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。

また、災害対策本部等に必要の要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要の要員を確保する。

イ 防災に関する社外機関との協調

応急対策活動が効果的に講じられるよう、国、県及び市町その他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

ウ ライフライン事業者との協調

電力、燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害時において、社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、県や市等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

(3) 電気通信設備等に対する防災対策

ア 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 洪水、高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

(イ) 暴風又は豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。

(ウ) 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

(ア) 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

(イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(ウ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(4) 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロール（通信制限）を行い、電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(5) 災害対策用機器及び車両の配備

ア 通信の全面途絶地域、指定避難場所等との通信を確保するため、衛星通信無線車や災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。

イ 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として非常用交換装置を広域配備する。

ウ 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。

エ 所外通信設備が被災した場合、応急用措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

7 廃棄物処理施設

(1) 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

(2) 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第19節 公共土木施設等の災害予防対策

港湾、海岸、漁港、農地、農林業施設、道路等の各種公共土木施設等については、災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

1 港湾施設、海岸保全施設

本市の港湾施設は、海陸輸送の結節点及び経済流通の拠点として、また災害時における避難や救援物資の運搬等に利用できる重要な役割を持つ施設である。

また、海岸保全施設は津波・高潮・波浪等の災害、海岸侵食などから背後の人命や財産を保護する重要な役割をもつ施設である。

このため、暴風、高潮等の風水害が発生した場合の被害の拡大防止と、既存施設の安全性を把握するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき緊急性の高い箇所から計画的に港湾施設、海岸保全施設の防災対策や老朽化対策等を実施する。

なお、港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進する。

加えて、災害時において緊急物資及び要員等の防災活動拠点となる新居浜港では、岸壁、避難緑地等の整備を図るとともに、適切な維持管理に務める。

また、近年の高波被害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進し、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化する。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工の設置を検討する。

2 漁港施設

漁港漁村において、暴風、高潮等による被害を防ぎ、また避難、救援を迅速かつ適切に行えるよう、漁港施設、避難路、避難広場等の整備を計画的に行い、災害に強い漁港漁村づくりを推進する。

また、災害時の海からの緊急輸送の確保及び漁船の海上災害予防のため必要な漁港施設の整備を図るとともに、防災上重要な施設の点検整備、漁家の防災意識の普及等の実施又は指導を行う。

3 農地・農業用施設

農地・農業用施設の適切な維持保全は、土壌の浸食防止や、水田・ため池等における雨水の一次貯留効果による洪水被害の防止・軽減等、下流域の災害防止に役立っている。このため、その機能が十分発揮できるよう、農地・農業用施設における災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

(1) 農地

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、県単独土地改良事業等により基盤整備を行う。

(2) 農業用施設

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、県単独土地改良事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を行う。

(3) 老朽ため池

農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、漏水量や堤体の変状など緊急性に応じて改修を行い、利用されていないため池の廃止を進めるが、中でも、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じる。

また、ため池の所有者及び管理者は、ため池の機能が十分に発揮されるよう、必要に応じて「愛媛県ため池保全サポートセンター」を活用し、ため池の適正な管理に努める。

(4) 愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会の活動

県・市町・県土地改良事業団体連合会で構成する「愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会」により、農村地域における防災減災対策並びに農地・農業用施設等の災害復旧について、適切かつ円滑な取組みを推進し、農村地域の安全性の向上を図る。

4 建築物災害対策

(1) 防災活動拠点の整備等

ア 防災活動拠点の指定

市は、大規模災害時に応急対策活動の拠点となる次の施設を市の活動拠点として位置づけ、必要な整備を計画的かつ効率的に実施する。

市の防災活動拠点

区分	施設
災害活動拠点	消防防災合同庁舎、新居浜市役所本庁舎、各支所
避難拠点	指定緊急避難場所、指定避難所
福祉避難拠点	総合福祉センター、福祉避難所
物資備蓄拠点	各地区の物資備蓄施設（小中学校等）
地域内輸送拠点（物資集積場所）	市民文化センター、えひめ未来農業協同組合新居浜経済センター、黒島海浜公園
広域物資輸送拠点（県物資拠点）	山根総合体育館
物資輸送（海路・空路）活動拠点	新居浜港東港地区（黒島第1岸壁（耐震強化岸壁）、垣生第1岸壁）、飛行場外臨時離着陸場
医療活動拠点	保健センター、各エリア指揮所
消防活動拠点	消防本部、消防署、消防団詰所

資料編 ・緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P73
 ・福祉避難所の指定状況 P76
 ・備蓄物資・資機材一覧表 P110

イ 防災活動拠点の整備

(ア) 耐震化の推進

防災活動拠点施設について計画的に耐震診断を実施し、その調査結果を基に補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。

(イ) 設備等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に市の防災活動拠点等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽、マンホールトイレの設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

(ウ) 連絡手段の構築

災害時に防災活動拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、災害時優先電話の登録等を推進する。

(2) 災害危険区域等の建築物への措置

市は、風水害等による建築物の被害を予防するため、次の措置を講ずる。

ア 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対して、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。

イ 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対して、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。

また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進する。

ウ 土砂災害警戒区域等の指定を行い、住民に対する危険箇所の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

エ 県の助言等に従って、土砂災害危険箇所情報の周知を図るとともに、避難方法、指定緊急避難場所などの警戒避難体制の整備を推進する。

オ 水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内における次に掲げる施設で、洪水時等に利用者の円滑

かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を本地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(ア) 地下空間等

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）

(ウ) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

カ 建築基準法第12条による特殊建築物の定期報告の周知徹底を図るとともに、不特定多数の者が使用する旅館、ホテル、マーケット、映画館等の特殊建築物について防災査察を実施し、必要に応じて、改修等の指導を行う。

キ 中高層耐火建築物の融資制度の周知を図る。

ク 商業地などの人口集中地区の防火地域・準防火地域の指定を促進する。

ケ 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

コ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮のうえ、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

サ 市民環境部、建設部の連携の下、本地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。

シ 市民環境部、建設部の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

ス 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく市内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象で違反がある不法盛土等については、速やかに監督処分を行うとともに、規制区域指定前に着手している危険盛土等については、改善命令等の行政処分による災害を防止するために必要な措置を行う。

セ 市は、市街地の火災延焼を防止するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地において、既成市街地の面的な整備を推進し、都市防災不燃化を促進する。

ソ 市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

タ 市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

5 道路施設

各道路管理者は、道路施設等の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策や通行規制措置等を行うほか、道路施設の長寿命化対策を行い、風水害等に対する安全性の確保を図る。

また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

さらに、発災後の道路の障害物除去等による応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について、新居浜市建設業協同組合等と協定を締結し、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧等の計画を立案する。

(1) 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的の実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(2) 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

(3) 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の維持管理等に努める。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策に努める。

(4) 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

(5) 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命修繕化計画を作成・実施により、その適切な維持管理に努める。

6 文化財施設

(1) 風水害や火災等による文化財への被害を予防するため、また被害を最小限にとどめるため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、市長は、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

ア 文化財及び文化財が収蔵されている建築物の補強工事の実施

イ 文化財の所在場所の確認、文化財台帳の作成、情報の共有化

ウ 日常の点検及び部分的・応急的な補修の実施

エ 避難方法・避難場所の設定

オ 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

カ 文化財防火デー（1月26日）や文化財保護週間（11月1日～7日）等に合わせた防災訓練の実施

(2) 平成30年に策定した「えひめ文化財防災マニュアル」や令和2年に策定した「愛媛県文化財保存活用大綱」に基づき、愛媛大学法文学部、愛媛資料ネット、県建築士会、愛媛県博物館協会等からなるえひめ文化財等防災ネットワーク等と連携し、平常時には文化財情報の収集、共有、文化財防災訓練等の実施、非常時には被災情報の収集や被災文化財の救済活動等を行う。文化財防災に関して国立文化財機構文化財防災センターと連携し、情報共有する。

第20節 水害・高潮災害予防対策

豪雨による河川等の氾濫及び高潮災害等の水害の発生を予防するため、危険地区の把握を行うとともに災害発生原因を制御し、災害を防除するための防災事業の実施を図る。

1 重要水防区域

水害等の災害発生が予想される河川及び危険地区は、あらかじめ重要水防区域として定めておく。その条件は次のとおりとする。

過去の実績及び地形、施設の現況から推定して洪水又は風浪により決壊及び氾濫が予想され水防活動によって相当の効果があると予想されるもので、次の条件の一つを満たしている場合には、当該地域の一連の範囲を含めて重要水防区域とする。

- (1) 人家が100戸以上ある場合
- (2) 耕地が20ha以上ある場合
- (3) 人家50戸以上耕地が10ha以上ある場合
- (4) 公共施設若しくは重要産業施設がある場合
- (5) 災害復旧を含む改修計画がある場合

資料編	・重要水防区域一覧表	P211
-----	------------	------

2 治水対策

洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

国領川に係る浸水想定区域（平成28年5月13日県指定）及び渦井川に係る浸水想定区域（令和2年6月5日県指定）並びに東川・尻無川・王子川に係る浸水想定区域（令和5年5月30日県指定）について、本地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。また、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を本地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

市長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

- (1) 地下空間等
- (2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう。）

本地域防災計画に施設の名称及び所在地を明記された要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、市及び県の関係部局が連携して積極的に支援を行うとともに、避難確保計画の内容や避難訓練の実施状況の確認についても、関係部局が連携して実施するよう努める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、本地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の地下空間等及び、主として高齢者等の要配慮者に関わる施設等で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

3 ダム管理者のダム等の操作

ダムの管理者に対して、特に下流地域における異常増水の防止に配慮するとともに、適正な操作を行うよ

う事前に協議を行う。

4 農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防対策を行う。

5 水防資器材の点検配備

水防活動を必要とする場合は、あらかじめ水防倉庫内の格納資器材の点検を行い、増水状況に応じて水防作業に便利な位置に配備する。

6 避難準備措置の確立

河川の増水状況により、水があふれる又は堤防の決壊によって直接被害を受けるおそれのある地域の居住者に対して立ち退きの準備を指示する。

7 建築物の安全性の確保

市及び施設管理者は、興行場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

また、建築物等を浸水被害から守るため、防水扉及び防水板の整備等の対策を促進するよう努める。

8 道路、橋梁の維持管理及び道路災害の防止

(1) パトロール

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、パトロールの実施の徹底を図る。

(2) 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨増水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され交通の安全が確保できない場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定により通行の禁止又は制限を行う。

資料編 ・ 災害時において危険が予想される道路一覧表 P255

9 砂防対策

本市南部は、四国山脈を背景に急峻な山岳地帯となっているため、河川は流路が短く急流のため荒廃が進んでおり大雨により発生する土石流や急傾斜地のがけ崩れ等、土砂災害の未然防止に努める必要がある。

このため、土石流等の発生が予想される土砂災害危険箇所を重点的に、市は警戒避難体制の確立等を推進し、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を県に要請する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を県に要請するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の土砂災害対策の整備を県に要請する。

(1) ハード対策

土砂災害警戒区域のうち、次に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開するよう、県に要請する。

ア 保全人家30戸以上

イ 高齢者福祉施設・幼稚園等の要配慮者利用施設が存在する箇所

ウ 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網が存在する箇所

エ 災害時に重要となる緊急輸送道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する箇所

オ 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する箇所

以上のほか、その他の箇所であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応するよう県に働きかける。

(2) ソフト対策

総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、次のことを実施する。

ア 土砂災害情報相互通報システムの活用を図る。

イ 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）の公表等を通じて、住民への危険な箇所の周知徹底を図る。

ウ 指定された土砂災害警戒区域内の危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を推進する。

エ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、市及び県の関係部局が連携して積極的に支援を行うとともに、避難確保計画の内容や避難訓練の実施状況の確認についても、関係部局が連携して実施するよう努める。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

県から土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、本地域防災計画に警戒区域毎に以下の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに本地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(キ) 土砂災害警戒区域内に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

資料編 ・ 土砂災害（特別）警戒区域一覧表 P217

10 高潮対策

高潮による災害は、主として台風が本市の西側を通過し、満潮と重なる場合に発生しやすいが、危険区域の実態を調査し、改修の必要性がある箇所から海岸保全事業により堤防・護岸のかさ上げ等を海岸管理者に要請していく。

また、台風接近時等においては、海岸堤防等の決壊を防ぎ、風浪等による被害を未然に防止するため、警戒監視を行うとともに、施設の被災状況を調査し、県に報告する。

更に高潮被害を軽減するため、内水排除対策と連携を図り、高潮ハザードマップを整備し住民に周知するとともに、警戒・避難を中心とする防災体制の強化を図る。

(1) 市の活動

浸水想定区域の指定を受けた本市は、本市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。また、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

ア 地下空間等

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）

ウ 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

(2) 海岸保全施設の整備促進

海岸管理者は、高潮及び波浪により浸水被害が生じるおそれのある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画等に基づき、海岸保全施設の整備推進に努め、高潮浸水被害から市民の生命と財産を守る。

なお、海岸保全施設の整備方針については、愛媛県、新居浜港務局、市（下水道課、農林水産課）間で連絡、調整を図る。

1 1 小型船舶の事前避難対策

(1) 船舶の所有者等に対して、台風情報等によりあらかじめ危険が察知されるときは、遭難防止のために出航を見合わせる等の措置を徹底させる。

(2) 漁業協同組合は、出漁中の事故防止のために、警報発令時における出漁中止、出漁漁船の帰港等について、自主避難体制の確立を推進するとともに、無線通信、標識による警告等所要の対策を講じる。

第21節 地盤災害予防対策

地すべり、山崩れ、崖崩れ等による災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、パトロール等を実施し、危険区域の現状把握を行い、警戒体制の整備を図る。

さらに、危険区域の住民に対してその周知を図り、警戒避難体制の確立を図る。

1 危険地域の現状把握

本市内には、土砂災害のおそれのある箇所が存在し、その状況は資料編に掲げるとおりであるが、危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐために、市担当班、消防団、その他自主防災組織や一般住民等の協力によって、災害発生が予想される危険区域（箇所）を巡視し、警戒する。

資料編 ・山地災害危険箇所一覧表 P230
 ・土砂災害（特別）警戒区域一覧表 P216
 ・砂防指定地一覧表 P252

2 土砂災害対策

(1) 危険予想箇所の把握・公表

急傾斜地、丘陵等の宅地造成地、土砂採取場、採石場その他危険予想箇所について、地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及び地すべり、崖崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査する。

また、これら危険予想箇所については、住民にも公表し、周知を図る。

(2) 予防対策の指導

危険が予想される区域内の土地及び施設の所有者、管理者又は占有者に対しては、県と連携して維持管理の徹底と保安対策を講ずるよう行政指導する。

(3) 防災事業の実施

土砂災害のおそれのある箇所については、関係機関と連携し危険度の高い地区から防災事業の早期実現を促進し、その他危険箇所指定の必要がある場所を確認した場合は、指定について検討し、又は県等関係機関に要請する。

(4) 崩壊防止工事の実施

個人の財産は個人が守ることが原則であり、このため防災工事を施行することも本来、個人の責任であるが、特別の条件下のものは国庫補助等により崩壊防止工事が実施できるため、関係団体等との連携を密にし、実施の促進を図る。

3 土砂災害警戒区域指定時における警戒避難体制の整備

(1) 市の活動

県から土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として指定された場合、本地域防災計画に警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する次の事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに本地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称

及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ク 土砂災害警戒区域をその区域に含む場合、本地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

(2) 伝達の方法

市は、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

土砂災害警戒区域内に主として高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合は、本地域防災計画において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、本編第2章第1節「気象予警報等の伝達」及び本編第3章第5節「広報活動」による方法で、土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を伝達する。

なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、早めの自主避難に備えた受入体制を整備するほか、真に切迫した場合は、生命を守る最低限の行動として垂直避難の選択も考慮する。

資料編 ・ 要配慮者利用施設一覧 P89

4 農地保全

風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地農業用施設の保全を図る。

5 治山事業の実施

林地の保全に係る治山施設の積極的な設置を関係機関に要請し、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある山地災害危険地区のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから治山事業の実施を関係機関に要請する。

第22節 海上災害予防対策

海上における災害を予防するため、市は、県、他市町及び国の機関と連携し、災害の予防措置を実施する。

1 市、県等関係機関の活動

市、消防本部、県、新居浜警察署及び第六管区海上保安本部今治海上保安部は、互いに連携を図りながら、次に掲げる災害予防活動を実施する。

(1) 関係機関相互の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施・参加等を通じて関係機関相互の緊密な協力体制の確立に努める。

(2) 訓練の実施

単独又は関係機関合同で防災に関する訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

(3) 防災思想の普及、高揚

単独又は関係機関合同で防災に関する広報、教育等を積極的に実施し、関係者や住民に対する防災思想の普及、高揚に努める。

(4) 資機材等の整備

海上災害発生時に迅速に対応できるよう、応急対策活動に必要な船舶、車両、通信機器、流出油防除資機材等の整備に努めるとともに、調達体制の確立を図る。

(5) 調査研究

防災に関する資料の収集及び調査研究を定常的に行うとともに、調査研究成果について関係機関へ情報提供を行い、情報の共有化を進める。

2 東予地区排出油等防除協議会の活動

東予地区排出油等防除協議会は、今治海上保安部の指導の下、次に掲げる災害予防活動を実施する。

(1) 関係機関の協力体制の確立

日頃から他の排出油等防除協議会と情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施及び参加等を通じて、機関相互に緊密な協力体制の確立及び防災能力の維持・向上に努める。

(2) 流出油防除資機材及び通信機器等の整備

会員は、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等の流出油防除資機材及び防災行政無線の整備促進に努める。

(3) 訓練の実施

大規模な海上流出油等の災害を想定した訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

第23節 鉄道施設災害予防対策

鉄道事業者は、鉄道施設災害を防止するため、災害時の防災体制の確立を図るとともに、施設等の災害予防措置を推進し、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

1 防災体制の確立

災害時における社員の動員計画、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部等の運営について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

2 施設等の整備

災害等が予想される施設等については、あらかじめ把握しておき、風雨雪時の警戒等を重点的に行うとともに、危険箇所等の改良工事等を実施するなど、各施設の安全性確保に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

3 異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

第24節 危険物等災害予防対策

火薬類、高圧ガスや石油類等の危険物による災害を防止するため、次の対策を実施し、防災機能の強化を推進する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域に係る石油類、高圧ガス等の災害防止については、愛媛県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

1 予防査察等の強化

消防本部及び県は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所等の施設及び消費場所に対して、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

資料編 ・ 危険物製造所等設置許可数 P195

2 予防教育の徹底

消防本部及び県は、次の事項を行う。

- (1) 危険物の製造所、販売所、貯蔵所等の施設及び消費場所における作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対して、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 関係事業者に対して、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させることなどを指導する。

3 防災訓練の実施

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市、県、関係保安団体及び事業所等による合同防災訓練を実施する。

第25節 火災予防対策

各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして火災予防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、もって住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

1 防火思想の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、市は、要配慮者や女性を含む住民の参加による春秋2回の火災予防運動を軸として各種団体の協力を求め、定期的な防災訓練の実施などにより、防火思想の普及に努める。

2 火災予防査察

消防本部は、予防業務実施計画に基づき、多数の者が出入りし、勤務し、居住する防火対象物、危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所（危険物施設という。）等に重点を置き、消防法第4条及び第16条の5の規定に基づいて実施する。

3 防火対象物の防火対策

消防本部は、学校、病院、工場、事業所、興行場、ショッピングセンター、スーパーマーケット等の関係者（所有者、管理者、占有者）に対して、消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備）の設置と防火管理者の選任並びに届出の励行、防火管理者に対しては当該防火対象物の消防計画の作成並びに届出、同計画に基づく次の事項を実施させる。

- (1) 消火、通報及び避難訓練
- (2) 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備
- (3) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

4 危険物施設等の防火対策

(1) 危険物施設の防火対策

消防本部は、消防法別表第1に定める危険物を使用する工場、給油取扱所等の施設に対して、消防法並びに危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）等に基づき、次に掲げる事項を実施させる。

- ア 危険物施設の位置、構造、設備等に係る基準への適合
- イ 危険物保安監督者の選任及び届出
- ウ 予防規程の作成及び申請
- エ 貯蔵、取扱い、運搬、移送等に係る基準の励行
- オ 予防規程に基づく自衛消防隊の編成、保安教育及び消防訓練

(2) 高圧ガス製造事業所等の防火対策

消防本部は、高圧ガス製造事業者等及び液化石油ガス販売事業者等に対して、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づき、次に掲げる必要な事項を実施させる。

- ア 高圧ガス施設の位置、構造、設備等に係る基準への適合
- イ 保安統括者等の選任及び届出
- ウ 危害予防規程の作成、提出
- エ 製造、貯蔵、販売、移動、消費、廃棄に係る基準の励行
- オ 危害予防規程に基づく保安教育及び教育訓練

(3) 少量危険物、指定可燃物の防火対策

新居浜市火災予防条例に基づく技術上の基準に適合させる。

(4) 圧縮アセチレンガス等の防火対策

火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある圧縮アセチレンガス等の物質を貯蔵し、又は取り扱う者にあらかじめ届け出させる。

5 船舶の防火対策

海上保安署は、船舶への立入検査等を実施し、船舶乗組員及び関係者に対して消防設備の点検整備、危険物の適正管理、火気使用場所の整備等の業務を励行させて船舶火災の防止を図る。

資料編 ・ 消防業務協定 P635

6 消防力の拡充強化

適正な消防力を確保するため、消防力の整備指針、消防水利の基準及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）に基づき、消防職員、消防団員の人員確保や消防施設の整備を図るとともに、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）等による施設補助により拡充強化、消防力の機動化、防災情報機器等の高度化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。また、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(1) 消防施設等の整備

ア 消防本部は、消防庁舎、消防署所、消防ポンプ自動車、化学消防自動車等の消防施設・車両等の維持更新・機能強化を図るとともに、救助工作車、高規格救急自動車等の車両及び応急処置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努め、救急救助業務の高度化を推進する。

また、消防通信指令システムをはじめとする消防救急デジタル無線システムや各情報通信システムの機能維持と安定稼働を図る。なお、消防署所の適切な配置や施設・設備の近代化、計画的な更新等を推進し、消防体制の強化を図るとともに、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等においては、災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、防災・減災対策等の観点から移転整備に努める。

イ 消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備を行うとともに、消防団詰所の長寿命化・高機能化を推進し、資機材等については消防団の装備の基準に基づく整備に努める。

ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式（小型・軽小型）動力ポンプを重点的に整備する。

(2) 消防水利の整備

大規模火災時等には、水圧の低下等により消火栓の使用が困難になることが予想されることから、次の事項を実施し、消火栓に偏らない計画的な水利配置、貯水槽の整備及び自然水利等の確保を図る。

ア 耐震性貯水槽等の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽（飲料水兼用）の整備を推進する。

イ 自然水利等の確保

河川やプール等の自然水、常備貯水を活用した消防活動の展開に向け、自然水利等の確保に努める。

(3) 消防団員の育成

ア 消防団員に対して、愛媛県消防学校等において教育訓練を実施し、知識及び技能の向上に努める。

イ 消防団員の確保に努めるとともに、安全装備や処遇の改善、青年層・女性層を始めとした団員や機能別消防団員の入団を促進し、組織の活性化対策を積極的に推進する。

ウ 災害活動能力を更に向上させるため、実戦的な教育訓練を実施するとともに、消防団員による市民への防災指導が行えるよう必要な教育訓練を実施する。

資料編 ・ 消防機械器具保有数（車両等）、消防機械器具保有数（消防器具） P164、P165
 ・ 消防団の消防設備 P172
 ・ 管轄別消防水利施設数 P178
 ・ 耐震性貯水槽の整備一覧表 P179
 ・ 自然水利等集計表 P180
 ・ 自然水利等一覧表 P181

第26節 林野火災予防対策

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、次のとおり林野火災消防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には、注意心を喚起する標識等により住民に注意を呼びかけるとともに、喫煙所に吸い殻入れ等を設置する。

また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて住民に強く防火思想の普及、啓発を図る。

2 林野火災消防計画の確立

市長は、関係機関と密接な連絡を取り、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について林野火災消防計画を策定する。

- (1) 特別警戒実施計画
特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。
- (2) 消防計画
消防分担区域、出動計画、防ぎよ鎮圧要領等について定める。
- (3) 資機材整備計画
林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。
- (4) 啓発運動の推進計画
山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。
- (5) 林野火災防ぎよ訓練の実施計画
市単独若しくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

3 林野所有（管理）者の予防対策

市は、林野所有（管理）者に対して火災防止に努めるよう指導するとともに、林野所有（管理）者は、次のような予防対策の実施を推進する。

- (1) 防火帯としての役割を加味した林道網の整備
- (2) 防火帯、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入
- (3) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備
- (4) 事業地の防火措置の明確化
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）、新居浜市火災予防条例等の厳守
- (6) 消防機関等との連絡方法の確立
- (7) 林野火災多発期（2月～5月）における見回りの強化

4 林野火災対策用資機材の整備

市及び林野所有（管理）者は、林野火災対策用資機材（トラック、ジープ、工作車、チェーンソー、鋸、鎌、トランシーバー等）の整備に努める。

5 県消防防災ヘリコプター等の要請

市は、大規模林野火災に対処するため、県に対して「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づく県消防防災ヘリコプターの出動要請や自衛隊ヘリコプター派遣要請による空中消火体制を確立する。

また、他県や自衛隊のヘリコプターの派遣には時間を要することから、市は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行う。

第27節 災害復旧・復興への備え

災害時、速やかな災害復旧・復興を果たすために、平常時からの備えや複合災害への備え、各種データの整備、保全を推進する。

1 平常時からの備え

市は、県と連携し、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

(1) 民間事業者等との協定締結の推進

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

また、速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進し、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

また、男女共同参画の視点からの災害対応について、危機管理課と男女参画・市民相談課の連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

加えて、市の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

(2) 人材確保体制の整備

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者や当該事業経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるとともに、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムや応急計画マニュアルを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(3) 防災行動計画の作成

国、県、市町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(4) 安否不明者の氏名公表等

市は、県が行う発災時の安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第38号）に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

2 複合災害への備え

市をはじめ防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(1) 複合災害対応計画の策定

市をはじめ防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2) 訓練の実施

市をはじめ防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

3 災害廃棄物の発生への対応

市は、県とともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、市は県とともに、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

また、市及び県は、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) や災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努める。

加えて、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応のため、自然災害により発生した災害廃棄物 (避難所ごみ等を含む。) の処理について、新居浜市災害廃棄物処理計画を作成する。

4 各種データの整備保全

(1) 各種データの総合的な整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項の情報システムの保全について整備する。

- ア 戸籍
- イ 住民基本台帳
- ウ 地籍
- エ 建築物
- オ 権利関係
- カ 施設
- キ 地下埋設物等情報及び測量図面
- ク 情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備

(2) データバックアップの実施

市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

市をはじめ公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

5 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市はその制度の普及促進にも努める。

6 復興事前準備の実施

被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

7 罹災証明書の交付体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家等の被害の認定の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

なお、被害認定調査の実施に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とするとともに、効率的な罹災証明書の交付のため当該業務を支援するシステムを活用する。